

幼児教育・保育無償化に関する区の対応方針について

子ども・子育て支援法の改正に伴う幼児教育・保育無償化（本年 10 月 1 日実施）については、以下の対応方針により実施する。

1 国の方針と区の対応方針

| 区分 | 国の方針 | | 区の対応方針 |
|--------------------|---|---|--|
| | 対象 | 無償化の概要 | |
| (1)認可保育所 | 3～5歳児 | <ul style="list-style-type: none"> 利用料無償 食材料費は保護者の実費負担。ただし、低所得世帯及び第3子は免除 | <ul style="list-style-type: none"> 国の方針通り、利用料を無償化 食材料費は、本来、保護者が負担すべきであるが、現在、徴収している食材料費相当分と比べ負担が増加し、無償化の効果減少の影響が大きくなるほか、各保育施設での徴収事務の負担増等も考慮し、当面は公費で負担 |
| | 0～2歳児 (非課税世帯) | <ul style="list-style-type: none"> 利用料及び食材料費無償 | <ul style="list-style-type: none"> 国の方針通り、利用料等を無償化 非課税世帯以外の多子世帯に対する負担軽減については、対象を拡大し(未就学児童に限らず、第2子半額、第3子を無償化)、区独自に実施(都補助を活用) |
| (2)区立子供園 | 3～5歳児 | <ul style="list-style-type: none"> 利用料、食材料費は認可保育所と同じ | <ul style="list-style-type: none"> 国の方針通り、利用料を無償化 食材料費は、現行同様に保護者の実費負担 |
| (3)私立幼稚園 (新制度園) | 満3歳～ 5歳児 | <ul style="list-style-type: none"> 利用料、食材料費は認可保育所と同じ | <ul style="list-style-type: none"> 国の方針通り、利用料を無償化 食材料費は、現行同様に保護者の実費負担 入園料は、現行の補助制度を存置 |
| (4)私立幼稚園 (未移行園) | 満3歳～ 5歳児 | <ul style="list-style-type: none"> 利用料無償(月額25700円上限) 食材料費は認可保育所と同じ | <ul style="list-style-type: none"> 国の方針通り、利用料を無償化。ただし、各園の利用料実態等を踏まえ、上限月額(30100円)を区独自に設定(都補助を活用) 現行の補助制度を踏まえ、多子世帯等に対する上限月額(33500～38600円)を区独自に設定(都補助を活用) 食材料費は、現行同様に保護者の実費負担 入園料は、現行の補助制度を存置 |
| (5)認可外保育施設 | 都道府県に届出、国の基準を満たす施設の 3～5歳児、 0～2歳児 (非課税世帯) | <ul style="list-style-type: none"> 利用料無償 3～5歳児 月額37000円上限 0～2歳児 月額42000円上限 国の基準を満たさない施設も経過措置期間中(5年間)は無償化対象。ただし、区市町村の条例により対象施設を限定することが可能 | <ul style="list-style-type: none"> 国の方針を踏まえ、区条例により対象を限定して利用料を無償化 多子世帯等に対する上限月額(3～5歳児 57000円、0～2歳児 67000円)を区独自に設定(都補助を活用) |
| (6)一時預かり等 | 幼稚園・認可外保育施設の在籍児童等(保育の必要性の認定が必要) | <ul style="list-style-type: none"> 在籍施設の預かり保育等の利用料を含め利用料無償 幼稚園 3～5歳児月額11300円上限 認可外 3～5歳児月額37000円上限 0～2歳児(非課税世帯) 月額42000円上限 | <ul style="list-style-type: none"> 国の方針通り、利用料を無償化 |
| (7)障害児通所施設等 | 3～5歳児、 0～2歳児 (非課税世帯) | <ul style="list-style-type: none"> 利用料を無償 食材料費は認可保育所と同じ | <ul style="list-style-type: none"> 国の方針通り、利用料を無償化 食材料費は、現行同様に保護者の実費負担 |

2 改正及び制定する条例

以下のとおり、区に対応方針に基づく関連条例の改正を行うほか、認可外保育施設については、保育の質の観点から国の基準を満たす施設に対象を限定するため、新たに条例を制定する。

- (1) 杉並区保育料等に関する条例を改正
- (2) 杉並区子供園条例を改正
- (3) (仮称) 杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例を制定

3 今後の主なスケジュール(予定)

| | | |
|------|-------|------------------------|
| 令和元年 | 8月上旬 | 区議会臨時会に関係条例案及び補正予算案を提案 |
| | 8月中旬 | 利用者宛て通知及び区ホームページによる周知 |
| | 10月1日 | 幼児教育・保育無償化実施 |